

次に仮設住宅の問題についてお尋ねします。先日、甲佐町で仮設住宅への入居が始まりました。一刻も早く被災者のためにと地元自治体がいち早く取り組んでこられた成果であろうと思います。私も完成した仮設住宅を見てまいりました。思ったよりといえば失礼かもしれませんが、造りも立派でバリアフリーの配慮や集会所、ベンチを置いただんらのスペースなどがありいろいろ配慮されているなど感心しました。

これから各自治体で仮設住宅の建設が急ピッチで進んでいくこととなります。用地の確保は各自治体の判断であります。しかし仮設がどこに作られるのかは非常に大事な問題だと思えます。子どもや高齢者の通学、病院通いは大丈夫か。公共交通機関、買い物の利便性はどうか、地域のコミュニティーは保たれるのか、元いた住まいから遠いのか近いのか等々、入居者にとっては切実であろうかと思えます。ですから自治体任せにせず、過去の仮設建設事例から学ぶべき教訓がありますからぜひ県からも適切な助言が求められるところであろうと思えます。

みなし仮設住宅についてであります。民間賃貸住宅が多い熊本市ではみなし仮設住宅を多く活用したい考えのようでもあります。しかしなかなか利用が進まないという報道もあります。できれば子どもを転校させたくない、高齢者がいるから二階から上は無理とかバリアフリーでないと難しいとか、利用したくても実際に希望条件に合うものが簡単に見つかるものではありません。仮設入居者の希望をよく聞き、ミスマッチが起こらないようにするなどの配慮も必要であります。

立て方の問題ですが、仮設は原則2年で解体となっております。しかし2年後に出て行ってくださいといっても簡単な話ではありません。希望すれば住み続けることができるような配慮が必要ではないでしょうか。西原村の木造仮設住宅建設地も訪ねました。コンクリートのベタ基礎、県産財の活用。費用、工期もプレハブ建設と大きく変わらないとうかがいました。将来的には災害復興住宅としての活用も検討しておられるようであります。一方、今避難生活を余儀なくされている方々の中には、修理できれば元の家に住みたいのだが、修理の

見通しが立たない。そういった方々も切実に仮の住まいを求めています。私は、仮設住宅の建設は地域の実情、住民の要望など様々な角度から検討し最善の立て方が求められていると思います。

そこで健康福祉部長にお尋ねします。

第一に、今回の地震により家に住み続けることが困難となり、入居を希望される方はすべて入居できるよう入居要件の緩和とそれに見合った建設をすべきと考えますがいかがでしょうか。

第二に、応急仮設の建設に際しては木造戸建てを積極的に導入し、将来的には払い下げや災害公営住宅として二年経過以後も住み続けられるようにすべきと考えるのがいかがでしょうか。

<切り返し>

5月30日、私たちは上京し政府交渉を行ってきました。この中で、仮設住宅の入居要件に関して5月24日に内閣府が出した応急仮設住宅についての連絡文書の解釈について確認しました。

内閣府担当官からは、入居要件に関し、半壊と判定されたところについても、解体・撤去を要件とせず認めるとの回答をいただきました。その後内閣府からその趣旨の連絡が県に届いているということも確認をさせていただきました。先週健康福祉部におたずねしましたが、政府の考え方と熊本県の考え方にちがいはありませんとの回答をいただいております。半壊認定でも柔軟に入居要件について運用していく、解体・撤去を要件としない。これはこれまでの要件からさらに被災者の立場に立って踏み込んだ画期的な決断であろうかと思えます。いっぽう新聞などでは、半壊家屋は解体撤去を条件として仮設入居を認めるとの報道がなされております。また市町村では、家を解体するという誓約書を持ってきてくださいという自治体もあれば、誓約書でも認めない、解体した証明書をもってこないと認めないという自治体すらあるとうかがっております。そうではないということメディアにも、そして市町村

にも是非県として徹底していただきたいと思います。

また、応急仮設から災害公営住宅へと継承していく、あるいは払い下げて住み続けられるようにするという点では、制度上クリアしなければならない課題もあるとうかがっておりますが、住民の立場に立てば二年で取り壊すとなればその時に多くの方が深刻な困難に直面することは目に見えています。数百万円もかけて二年後に撤去する建物を数百万円もかけて建設するというのはもったいないです。もちろん、迅速に応急的に建設が求められている場合もありますから一概には言えないと思いますが、是非被災者の立場に立った弾力的、長期的視野に立った建設のあり方を探求していただきたいと思います。